

令和6年塩尻市議会1月臨時会

総務産業常任委員会会議録

○日 時 令和6年1月19日（金） 午前10時30分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第1号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例

○出席委員

委員長	小澤 彰一 君	副委員長	石井 勉 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	小野 芳幸 君
委員	上條 元康 君	委員	青木 博文 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	中野 重則 君
委員	中村 努 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君		

午前10時28分 開会

○委員長 ただいまから令和6年1月臨時会総務産業常任委員会を開会いたします。本日の委員会は全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 大変お忙しい中、総務産業常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を申し上げます。議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。

それでは、臨時会でもありますので、早速議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第1号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例について議題といたします。説明を求めます。

○債権管理課長 議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例につきまして、審議をお願いいたします。議案関係資料に基づき御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

提案理由ですが、市の債権に係る督促手数料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

概要です。まず督促につきましては、市税等が納期限までに納付されない場合には、地方税法で督促状を発しなければならないとして、督促状を発することが義務づけられています。また、督促状を発した場合には、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができるとして、督促手数料を徴収するかしないかの判断は市の裁量に委ねられています。この規定を踏まえて、市税条例において、督促に伴う事務費用として、督促状1通につき100円を徴収する規定を設けています。

背景ですが、地方税納税の電子化が推進され、令和5年4月から全国一斉に、地方税の納付書に地方税統一QRコードを印字することで、全国の都道府県、市町村でキャッシュレス納付等が可能になりました。その反面、金融機関の窓口で督促手数料を加筆して収納する取扱いが終了しました。この金融機関の取扱いの変更により、督促手数料のみを請求する業務が発生するなど、事務量と経費負担の増大や費用対効果を勘案し、督促手数料の徴収を廃止するものです。

条例の新旧対照表を御覧ください。改正する条例は、督促手数料に係る塩尻市税条例を含む合計8つの条例です。2ページの第1条関係、塩尻市税条例では、右側、現行の第2条第2項の督促手数料を削り、第21条、督促手数料の徴収規定を、左側、改正案の「これを徴収しない」に改めます。

3ページ以降、第2条関係、塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例から、9ページの第8条関係、塩尻市後期高齢者医療に関する条例までの条例について、督促手数料の徴収に係る箇所を、右側の現行下線部から左側、改正案下線部の内容に一括して一部改正するものです。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

参考までに県内19市の状況を申し上げますと、岡谷、諏訪、伊那、茅野、上田の各市で、令和6年4月から督促手数料の廃止が決まっています。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 今の最後の他市の状況ですけれど、それ以外のところは、条例改正はないということですか。

○債権管理課長 須坂市で3月の定例会で提案していくということを聞いています。飯田市では、もう既に昭和38年から徴収しておりません。あと、全国ですと、国税では都道府県で徴収は行っていませんし、政令指定都市等でも徴収はしていません。

○中村努委員 そうすると、令和6年4月1日以降で、徴収するところはまだあるということですか。

○債権管理課長 おっしゃるとおりです。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 督促状が出るということは、当然延滞金が発生していると思います。大体納付書を送って、それで支払ってもらうということだと思うのですけれど、例えば、督促手数料をこの条例でなくして、その分延滞金を増やすというような、そういうことは不可能ですか。

○債権管理課長 延滞金については地方税法等で決まっておりますので、延滞金の延滞金率というものが法律で決められておりますので、それ以上、その分を増やすということはできません。

○中村努委員 分かりました。ちなみに、直近のデータでいいのですが、督促手数料は年間お幾らくらい徴収されているのでしょうか。

○債権管理課長 令和4年度決算で、369万円余となっております。市税が138万円で、大きいところでは、上水道で136万円。そのほかには国民健康保険ですとか、介護などで徴収を行っています。

○委員長 ほかにありますか。

私のほうからお伺いします。督促を出す場合に、はがきだとか、あるいは封書だとかで出すと思うのですけれど、その原価、手数料というのは1通につきどのくらいかかるものなのですか。

○債権管理課長 督促ですけれども、圧着のはがきを使っておりまして、郵送料として63円がかかります。それから、このはがき代として33.55円ということで、約97円かかっています。そのほかに人件費、このデータを抽出したり印刷するのは職員が行っておりますので、その人件費として計算しましたら12円ということで、合計109円程度かかっております。

○委員長 ほかにありますか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第1号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

最後に、理事者側から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御提案申しあげました議案について御審査を賜り、原案のとおりお認めいただきまして、ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございます。以上をもちまして、1月臨時会総務産業常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時38分 閉会

令和6年1月19日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務産業常任委員会委員長

小澤 彰一 印